

(写)

21 日 獣 発 第 118 号
平成 21 年 8 月 20 日

環 境 省

自然環境局長 鈴木 正 規 様

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久

野生動物対策専門職獣医師の育成・確保等について（要 請）

日頃より自然環境保全対策、とり分け野生動物対策の推進における獣医師及び動物医療の果たす役割についてご理解いただくとともに、獣医師会活動をご指導・ご支援いただいていること御礼申し上げます。

本会におきましては、これまで野生動物対策を推進する上における獣医師及び動物医療の果たすべき役割等の諸課題につき検討を重ね、その検討結果を、平成 17 年度には「野生動物救護のあり方（野生動物救護対策の現状と活動のあり方等）」として、また、平成 19 年度には「外来生物に対する対策の考え方（「特定外来生物の安楽殺処分に関する指針」、「外来生物法に基づく防除実施計画策定指針」を含む。）」としてとりまとめ、貴省における野生動物及び外来生物対策に係る施策の推進に活用されるよう要請してきたところです。

このたび、本会の事業運営機関である職域総合部会の野生動物対策検討委員会（委員長：羽山伸一 日本獣医生命科学大学准教授）において、野生動物対策を担う専門職としての獣医師（野生動物対策専門職獣医師）の役割と確保に当たっての課題等を多角的に検討し、その人材育成と配置の推進等の確保に関する方策を「野生動物対策における獣医師の役割と将来像」として、別添報告書のとおり取りまとめたところです。

つきましては、貴省におかれては、別添の報告内容を今後における野生動物関連施策の充実・強化に活用されるとともに、特に野生動物対策専門職獣医師の育成・確保については、下記の事項にご留意され、都道府県等の地方自治体に対するご指導を含め、施策の推進について特段のご理解とご支援のほどお願いします。

記

- 1 国（環境省）及び都道府県等の各地方自治体においては、野生動物対策専門職としての獣医師の職員採用の継続実施に努めていただきたいこと。
- 2 国（環境省）及び都道府県等の各地方自治体においては、獣医師専門職が担う家畜衛生、獣医公衆衛生、鳥獣被害対策、野生動物保護・管理、動物愛護（福祉）部門各職域間の獣医師職員の人事交流を促進すること等により野生動物対策専門職獣医師の専門技能・知識の向上等育成強化に努めていただきたいこと。

注：都道府県野生動物対策主管課長にも上記と同様内容を要請